

# ○益田市水道料金審議会規程

平成 6 年 8 月 12 日

益田市水道事業管理規程第 2 号

改正 平成 25 年 1 月 24 日水管規程第 2 号

平成 25 年 4 月 9 日水管規程第 3 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、益田市附属機関設置条例(平成 25 年益田市条例第 13 号)第 3 条の規定に基づき、益田市水道料金審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会長及び副会長)

第 2 条 審議会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事に当たり、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、水道部において処理する。

## (委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 24 日水管規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 9 日水管規程第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。